

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年10月7日
【会社名】	株式会社バルニバービ
【英訳名】	BALNIBARBI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 裕久
【本店の所在の場所】	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
【電話番号】	06-4390-6544
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 宮下 大輔
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
【電話番号】	06-4390-6544
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 宮下 大輔
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 2,037,611,400円 オーバーアロットメントによる売出し 325,472,000円 (注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、2024年9月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、2024年9月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,783,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1 2024年10月7日(月)付の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、267,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が当社株主である株式会社HUMO(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は2024年10月7日(月)付の取締役会において、一般募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式267,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照ください。
- 3 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2024年10月16日(水)から2024年10月21日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	1,783,000株	2,037,611,400	1,018,805,700
計(総発行株式)	1,783,000株	2,037,611,400	1,018,805,700

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2024年9月27日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	2024年10月22日（火） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	2024年10月25日（金） （注）3

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2024年10月16日（水）から2024年10月21日（月）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの払込金額として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://ir.balnibarbi.com/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2024年10月11日（金）から2024年10月21日（月）までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2024年10月16日（水）から2024年10月21日（月）までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が2024年10月16日（水）の場合、申込期間は「2024年10月17日（木）」、払込期日は「2024年10月22日（火）」

発行価格等決定日が2024年10月17日（木）の場合、申込期間は「2024年10月18日（金）」、払込期日は「2024年10月23日（水）」

発行価格等決定日が2024年10月18日（金）の場合、申込期間は「自 2024年10月21日（月）」、払込期日は「2024年10月24日（木）」

発行価格等決定日が2024年10月21日（月）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、申込証拠金は申込期間の翌営業日まで（以下「申込証拠金の入金期間」という。）に当該申込取扱場所へ入金するものとします。

したがって、

発行価格等決定日が2024年10月16日（水）の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2024年10月17日（木） 至 2024年10月18日（金）」

発行価格等決定日が2024年10月17日（木）の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2024年10月18日（金） 至 2024年10月21日（月）」

発行価格等決定日が2024年10月18日(金)の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2024年10月21日(月) 至 2024年10月22日(火)」

発行価格等決定日が2024年10月21日(月)の場合、申込証拠金の入金期間は「自 2024年10月22日(火) 至 2024年10月23日(水)」

- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2024年10月16日(水)の場合、受渡期日は「2024年10月23日(水)」

発行価格等決定日が2024年10月17日(木)の場合、受渡期日は「2024年10月24日(木)」

発行価格等決定日が2024年10月18日(金)の場合、受渡期日は「2024年10月25日(金)」

発行価格等決定日が2024年10月21日(月)の場合、受渡期日は「2024年10月28日(月)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 難波支店	大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,604,700株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	178,300株	ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		1,783,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,037,611,400	17,120,000	2,020,491,400

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2024年9月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,020,491,400円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限302,783,600円と合わせて、手取概算額合計上限2,323,275,000円について、中期経営計画「イノベティブシナジー2029」の推進のため、2026年7月期までに1,400,000,000円をレストラン事業における新規出店に伴う設備投資関連費用に、2026年7月期までに923,275,000円をエステートビルドアップ事業における兵庫県南あわじ市で運営予定のホテルの土地・建物及び付帯設備の取得資金の一部及び今後開発を行う新規開発エリアの土地取得資金の一部として充当する予定であります。

レストラン事業においては、2024年7月期は食材や光熱費の高騰により外食各社が値上げに動く中、重要なKPIとして原価率に焦点をあて店舗原価率の低下を実現しております。また売上の増加も伴ったことでレストランの店舗利益率が大幅に上昇しており、新規出店を加速させることは今後の収益の拡大に寄与すると見込んでおり、今般の資金使途として充当することといたしました。

また、エステートビルドアップ事業（EB事業）においては、淡路島「Frogs FARM ATMOSPHERE」に関わる2023年度の年間売上は11億円超となり、訪問客数は推計で年間38万人を超えております。エリア活性化による周辺地価の上昇を背景に不動産の含み益が拡大しており、2024年3月には「KAMOME SLOW HOTEL」の土地を目標価格で売却しております。今後は南あわじの開発を加速させ、2025年7月期から本格的なエリア開発への移行を計画しております。また、今後、新規に開発していくエリアについて先行して土地を購入する必要があり、兵庫県南あわじ市で運営予定のホテルの土地・建物の取得資金の一部及び新規開発エリアの土地取得資金の一部として充当することといたしました。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	267,000株	325,472,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C日興証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://ir.balnibarbi.com/>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2024年9月27日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	2024年 10月22日（火） （注）1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	S M B C日興証券株式 社及びその委託販売先 融商品取引業者の本店並 びに全国の各支店及び営 業所		

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込みを行い、申込証拠金は申込期間の翌営業日まで（申込証拠金の入金期間）に当該申込受付場所へ入金するものとします。申込証拠金の入金期間は前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される申込証拠金の入金期間と同一とします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、267,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2024年10月7日（月）付の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（本第三者割当増資）を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から当該申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2024年10月16日（水）の場合、「2024年10月18日（金）から2024年11月15日（金）までの間」

発行価格等決定日が2024年10月17日（木）の場合、「2024年10月19日（土）から2024年11月15日（金）までの間」

発行価格等決定日が2024年10月18日（金）の場合、「2024年10月22日（火）から2024年11月20日（水）までの間」

発行価格等決定日が2024年10月21日（月）の場合、「2024年10月23日（水）から2024年11月21日（木）までの間」

となります。

2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2024年10月7日（月）付の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

(1) 募集株式の数は、当社普通株式267,000株とします。

(2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額（払込金額）と同一とします。

(3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(4) 払込期日は、2024年11月19日(火)から2024年11月25日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の2営業日後の日とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である株式会社HUMO、佐藤裕久、中島邦子、田中亮平及び安藤文豪は、SMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注）1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

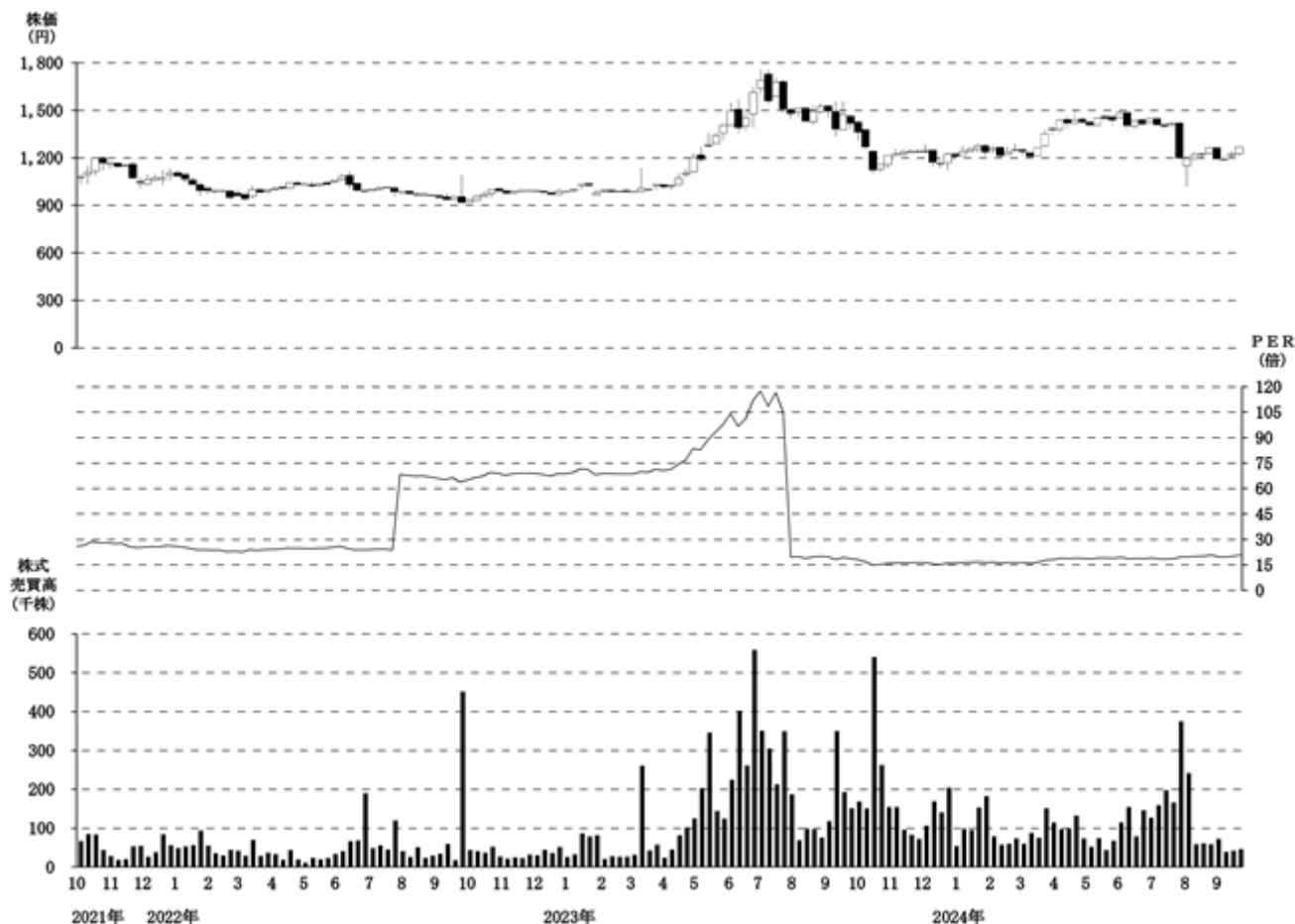
2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://ir.balnibarbi.com/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2021年10月4日から2024年9月27日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益（連結）}}$$

2021年10月4日から2022年7月31日については、2021年7月期有価証券報告書の2021年7月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2022年8月1日から2023年7月31日については、2022年7月期有価証券報告書の2022年7月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2023年8月1日から2024年7月31日については、2023年7月期有価証券報告書の2023年7月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2024年8月1日から2024年9月27日については、2024年9月13日に公表した2024年7月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2024年4月7日から2024年9月27日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（2024年10月7日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については2024年8月31日現在）、以下のとおりとなっています。

（1）重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
				総額 （千円）	既支払額 （千円）		着手	完了	
提出会社店舗	東京都千代田区	レストラン事業	店舗及び設備	51,700	89	自己資金及び借入金	2024年6月	2024年10月	（注2）
提出会社 出店予定3店舗	（注1）	レストラン事業	店舗及び設備	520,000	-	増資資金、 自己資金及び借入金	2024年10月	2026年2月	（注2）
提出会社 出店予定8店舗	未定	レストラン事業	店舗及び設備	1,040,000	-	増資資金、 自己資金及び借入金	2025年1月	2026年6月	（注2）
提出会社店舗	兵庫県南あわじ市	EB事業	土地・店舗及び設備	1,400,000	29,438	増資資金、 自己資金及び借入金	2025年2月	2026年3月	（注2）
提出会社 出店予定店舗	未定	EB事業	土地	150,000	-	増資資金、 自己資金及び借入金	2024年10月	2025年2月	（注2）

（注）1 所在地については施設運営会社又は不動産購入先との取決めにより非開示としております。

2 完成後の増加能力については、現時点において増加能力を見積もることが困難であるため、記載を省略しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期事業年度）の提出日（2023年10月26日）以後、本有価証券届出書提出日（2024年10月7日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

1（2023年10月30日提出の臨時報告書）

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（1）当該事象の発生日

2023年9月14日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

新型コロナウイルス感染症の影響が残り、継続的な利益確保が困難であると判断した3店舗について、連結及び個別決算において減損損失を特別損失として計上いたしました。

（3）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2023年7月期の連結決算において、減損損失77,754千円を特別損失として計上いたしました。また個別決算についても減損損失77,754千円を特別損失として計上いたしました。

2（2023年11月1日提出の臨時報告書）

2023年10月25日開催の当社第32回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（1）当該株主総会が開催された年月日

2023年10月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当財源の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 総額66,423,563円
- ロ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年10月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

佐藤裕久氏、安藤文豪氏、中島邦子氏、田中亮平氏、水澤完昭氏、山中哲男氏、宮下大輔氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

柴田政義氏、青木巖氏、佐藤亨樹氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

齊藤圭太氏を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、また報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする）に改めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	64,364	161	0	(注)1	可決 95.91
第2号議案			0		
佐藤 裕久	60,628	3,897	0	(注)2	可決 90.34
安藤 文豪	60,644	3,881	0		可決 90.36
中島 邦子	60,626	3,899	0		可決 90.34
田中 亮平	60,634	3,891	0		可決 90.35
水澤 完昭	60,630	3,895	0		可決 90.34
山中 哲男	61,923	2,602	0		可決 92.27
宮下 大輔	61,923	2,602	0		可決 92.27
第3号議案					
柴田 政義	64,222	303	0	(注)2	可決 95.69
青木 巖	61,888	2,637	0		可決 92.22
佐藤 亨樹	61,864	2,661	0		可決 92.18
第4号議案	61,989	2,536	0	(注)2	可決 92.37
第5号議案	64,074	451	0	(注)1	可決 95.47

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

3（2024年9月13日提出の臨時報告書）

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該事象の発生年月日

2023年8月1日（吸収合併の効力発生日）

(2) 当該事象の内容

当社は2023年8月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であった株式会社パティスリードパティ、株式会社アスリート食堂、株式会社SUUM&Co.、株式会社BeONEpart、株式会社バルニバービタイムタイム、株式会社グローリーブス、株式会社ブライトフェイスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより7社から受け入れた資産及び負債と、当社が所有していた7社の株式の帳簿価格との差額を、抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年7月期の個別決算において、抱合せ株式消滅差益121百万円を特別利益に計上いたしました。

なお、当該抱合せ株式消滅差益は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期事業年度）及び四半期報告書（第33期事業年度第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年10月7日）までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（2024年10月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たな将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

4 最近の業績の概要

(1) 第33期連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

2024年9月13日付の取締役会で承認され、公表した第33期連結会計年度（2023年8月1日から2024年7月31日まで）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領していません。

なお、この連結財務諸表の金額については千円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,585,482	1,851,757
売掛金	619,604	684,099
商品及び製品	166,025	172,884
原材料及び貯蔵品	33,080	33,560
販売用不動産	2,002,753	1,428,331
未収還付法人税等	194,510	34,044
未収消費税等	4,735	46,526
その他	238,917	219,144
流動資産合計	4,845,109	4,470,347
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,109,687	3,430,341
減価償却累計額	1,005,459	1,077,886
建物及び構築物（純額）	1,104,227	2,352,454
機械装置及び運搬具	127,528	170,929
減価償却累計額	91,586	107,984
機械装置及び運搬具（純額）	35,942	62,944
工具、器具及び備品	1,204,624	1,439,285
減価償却累計額	717,738	785,440
工具、器具及び備品（純額）	486,885	653,844
土地	488,058	731,296
リース資産	684,185	624,389
減価償却累計額	658,827	616,654
リース資産（純額）	25,357	7,734
建設仮勘定	61,631	54,304
有形固定資産合計	2,202,103	3,862,578
無形固定資産		
借地権	329,558	312,423
その他	14,587	19,498
無形固定資産合計	344,146	331,921
投資その他の資産		
投資有価証券	173,450	171,008
差入保証金	676,206	704,319
繰延税金資産	551,447	594,016
その他	33,719	37,542
投資その他の資産合計	1,434,822	1,506,887
固定資産合計	3,981,072	5,701,388
資産合計	8,826,181	10,171,735

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	331,337	335,901
短期借入金	-	866,484
1年内返済予定の長期借入金	929,653	941,558
リース債務	37,231	14,773
未払金	627,602	672,519
未払法人税等	249,525	15,457
未払消費税等	193,006	163,206
契約負債	11,175	12,964
賞与引当金	4,370	6,932
株主優待引当金	-	34,566
資産除去債務	13,531	7,808
その他	169,218	494,587
流動負債合計	2,566,651	3,566,760
固定負債		
長期借入金	2,505,613	2,386,071
リース債務	16,524	1,751
資産除去債務	658,932	686,855
繰延税金負債	1,583	-
その他	100,063	101,529
固定負債合計	3,282,718	3,176,207
負債合計	5,849,370	6,742,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	466,825	466,825
資本剰余金	815,088	815,088
利益剰余金	1,744,420	2,194,075
自己株式	172,596	172,596
株主資本合計	2,853,737	3,303,392
非支配株主持分	123,073	125,375
純資産合計	2,976,811	3,428,767
負債純資産合計	8,826,181	10,171,735

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
売上高	13,363,196	13,452,987
売上原価	3,767,187	3,544,343
売上総利益	9,596,009	9,908,643
販売費及び一般管理費	8,434,906	9,260,710
営業利益	1,161,103	647,933
営業外収益		
受取利息	478	404
受取保険金	8,695	24,785
消費税差額	6,679	-
助成金収入	11,440	2,604
違約金収入	4,542	8,006
その他	8,882	11,897
営業外収益合計	40,719	47,698
営業外費用		
支払利息	15,082	27,082
シンジケートローン手数料	57,229	2,333
支払手数料	-	5,000
持分法による投資損失	-	1,441
その他	30,858	12,810
営業外費用合計	103,170	48,667
経常利益	1,098,652	646,965
特別利益		
固定資産売却益	4,560	-
補助金収入	-	92,040
子会社清算益	-	24,464
特別利益合計	4,560	116,504
特別損失		
減損損失	77,754	42,391
固定資産圧縮損	-	92,040
契約解約損	-	48,702
その他	3,204	2,175
特別損失合計	80,959	185,308
税金等調整前当期純利益	1,022,253	578,160
法人税、住民税及び事業税	226,909	81,792
法人税等調整額	119,691	44,153
法人税等合計	346,600	37,639
当期純利益	675,652	540,521
非支配株主に帰属する当期純利益	2,193	2,301
親会社株主に帰属する当期純利益	673,459	538,220

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日)
当期純利益	675,652	540,521
包括利益	675,652	540,521
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	673,459	538,220
非支配株主に係る包括利益	2,193	2,301

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	466,825	815,088	1,137,385	172,596	2,246,701	120,880	2,367,582
当期変動額							
剰余金の配当			66,423		66,423		66,423
親会社株主に帰属する当期純利益			673,459		673,459		673,459
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,193	2,193
当期変動額合計	-	-	607,035	-	607,035	2,193	609,228
当期末残高	466,825	815,088	1,744,420	172,596	2,853,737	123,073	2,976,811

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

	株主資本					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	466,825	815,088	1,744,420	172,596	2,853,737	123,073	2,976,811
当期変動額							
剰余金の配当			88,565		88,565		88,565
親会社株主に帰属する当期純利益			538,220		538,220		538,220
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,301	2,301
当期変動額合計	-	-	449,654	-	449,654	2,301	451,956
当期末残高	466,825	815,088	2,194,075	172,596	3,303,392	125,375	3,428,767

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,022,253	578,160
減価償却費	371,542	437,277
減損損失	77,754	42,391
固定資産売却益	4,560	-
持分法による投資損益(は益)	-	1,441
固定資産圧縮損	-	92,040
受取利息及び受取配当金	478	404
子会社清算損益(は益)	-	24,464
支払利息	15,082	27,082
売上債権の増減額(は増加)	135,668	64,494
棚卸資産の増減額(は増加)	20,397	7,338
販売用不動産の増減額(は増加)	550,793	500,858
仕入債務の増減額(は減少)	58,532	4,564
未払金の増減額(は減少)	15,834	44,917
未払費用の増減額(は減少)	21,684	797
預り金の増減額(は減少)	13,792	9,327
未払消費税等の増減額(は減少)	90,736	29,799
未収消費税等の増減額(は増加)	55,807	41,791
前受収益の増減額(は減少)	2,653	-
補助金収入	-	92,040
助成金収入	11,440	2,604
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	34,566
その他	8,704	1,859
小計	1,025,734	486,663
利息及び配当金の受取額	478	404
利息の支払額	15,288	27,971
補助金の受取額	60,000	92,040
助成金の受取額	15,998	2,604
法人税等の還付額	51,845	194,510
法人税等の支払額	590,094	323,576
営業活動によるキャッシュ・フロー	548,674	424,674
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	7,425
有形固定資産の取得による支出	732,884	760,493
有形固定資産の売却による収入	29,826	10,315
無形固定資産の取得による支出	5,469	14,534
差入保証金の回収による収入	6,563	15,486
差入保証金の差入による支出	51,535	43,219
関係会社出資金の払込による支出	170,000	-
資産除去債務の履行による支出	36,247	11,575
子会社の清算による収入	-	25,464
その他	7,324	12,957
投資活動によるキャッシュ・フロー	92,422	784,089
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	59,793	37,470
短期借入金の純増減額(は減少)	1,850,000	866,484
長期借入れによる収入	2,027,000	861,157
長期借入金の返済による支出	794,249	968,793
配当金の支払額	66,423	88,565
財務活動によるキャッシュ・フロー	743,466	632,812
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,450	302
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,145,764	273,699
現金及び現金同等物の期首残高	2,681,246	1,535,482
現金及び現金同等物の期末残高	1,535,482	1,809,182

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（追加情報）

（保有目的の変更）

当連結会計年度において、保有目的の変更により、販売用不動産1,165,825千円を有形固定資産の建物及び構築物846,468千円、工具、器具及び備品他8,070千円、土地311,285千円に、また有形固定資産のうち建物及び構築物70,137千円、土地71,781千円を販売用不動産141,919千円に振り替えております。

（セグメント情報等の注記）

〔セグメント情報〕

1．報告セグメントの概要

当社グループは、サービス別に、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う事業セグメントを基礎として報告セグメントを決定し、以下の2つを報告セグメントとしております。
各報告セグメントの内容は、以下のとおりであります。

報告セグメント	事業内容
レストラン事業	飲食店の運営及びECサイトの運営事業
エステートビルドアップ事業	地方創再生ネットワーク形成の推進事業及び不動産の開発事業等

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 2	連結財務諸表計 上額(注) 1
	レストラン事業	エステート ビルドアップ 事業	合計		
売上高					
関東	5,306,042	1,393,300	6,699,342	-	6,699,342
関西	4,587,876	1,071,188	5,659,064	-	5,659,064
その他	768,939	109,268	878,207	-	878,207
顧客との契約から生じる収益	10,662,857	2,573,757	13,236,615	-	13,236,615
その他の収益	126,581	-	126,581	-	126,581
外部顧客への売上高	10,789,439	2,573,757	13,363,196	-	13,363,196
セグメント間の内部売上高 又は振替高	175,534	-	175,534	175,534	-
計	10,964,973	2,573,757	13,538,731	175,534	13,363,196
セグメント利益	55,343	1,105,759	1,161,103	-	1,161,103
セグメント資産	6,453,015	2,369,431	8,822,446	3,735	8,826,181
その他の項目					
減価償却費	311,235	60,307	371,542	-	371,542
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	642,190	107,337	749,528	-	749,528

(注) 1．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

2．セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)2	連結財務諸表計 上額(注)1
	レストラン事業	エステート ビルドアップ 事業	合計		
売上高					
関東	5,580,814	-	5,580,814	-	5,580,814
関西	5,207,348	1,323,561	6,530,910	-	6,530,910
その他	868,222	323,981	1,192,204	-	1,192,204
顧客との契約から生じる収益	11,656,385	1,647,543	13,303,929	-	13,303,929
その他の収益	149,058	-	149,058	-	149,058
外部顧客への売上高	11,805,443	1,647,543	13,452,987	-	13,452,987
セグメント間の内部売上高 又は振替高	263,887	-	263,887	263,887	-
計	12,069,331	1,647,543	13,716,874	263,887	13,452,987
セグメント利益	436,238	211,695	647,933	-	647,933
セグメント資産	7,253,914	2,898,683	10,152,598	19,137	10,171,735
その他の項目					
減価償却費	340,139	97,138	437,277	-	437,277
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額(注)3	1,094,524	1,255,378	2,349,902	-	2,349,902

(注)1. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

3. エステートビルドアップ事業の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の内、1,165,825千円は、保有目的の変更により、販売用不動産から有形固定資産へ振替えております。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社LeTech	1,393,300	エステートビルドアップ事業

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

(単位:千円)

	レストラン事業	エステート ビルドアップ 事業	全社・消去	合計
減損損失	77,754	-	-	77,754

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

(単位:千円)

	レストラン事業	エステート ビルドアップ 事業	全社・消去	合計
減損損失	42,391	-	-	42,391

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり純資産額	322.22円	372.99円
1株当たり当期純利益	76.04円	60.77円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	673,459	538,220
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	673,459	538,220
普通株式の期中平均株式数(株)	8,856,475	8,856,475

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 第33期事業年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

2024年9月27日開催の監査役会に提出し、2024年9月27日開催の取締役会で承認された第33期事業年度（2023年8月1日から2024年7月31日まで）の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づいて作成されたものであり、金融商品取引法の規定に基づき提出される財務書類ではないため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

なお、この計算書類の金額については千円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2024年7月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,461,105	流動負債	3,894,153
現金及び預金	997,438	買掛金	335,901
売掛金	683,439	短期借入金	1,361,311
商品	172,884	1年内返済予定の長期借入金	909,710
貯蔵品	33,560	リース債務	14,773
販売用不動産	1,260,339	未払金	781,331
前払費用	151,515	未払費用	38,018
未収還付法人税等	34,044	賞与引当金	935
未収消費税等	39,872	株主優待引当金	34,566
その他	88,011	資産除去債務	7,808
固定資産	5,850,066	その他	409,795
有形固定資産	3,860,846	固定負債	3,018,797
建物	2,145,816	長期借入金	2,228,661
構築物	206,638	リース債務	1,751
機械装置	5,803	資産除去債務	686,855
車両運搬具	57,140	その他	101,529
工具器具備品	652,112	負債合計	6,912,951
土地	731,296	（純資産の部）	
リース資産	7,734	株主資本	2,398,221
建設仮勘定	54,304	資本金	466,825
無形固定資産	331,921	資本剰余金	815,088
借地権	312,423	資本準備金	781,664
ソフトウェア	16,181	その他資本剰余金	33,424
その他	3,316	利益剰余金	1,288,904
投資その他の資産	1,657,298	その他利益剰余金	1,288,904
投資有価証券	171,000	繰越利益剰余金	1,288,904
関係会社株式	172,830	自己株式	172,596
長期未収入金	10,219		
長期前払費用	5,816		
差入保証金	704,319		
繰延税金資産	581,629		
その他	11,482	純資産合計	2,398,221
資産合計	9,311,172	負債純資産合計	9,311,172

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		13,456,940
売上原価		3,503,062
売上総利益		9,953,877
販売費及び一般管理費		9,419,850
営業利益		534,026
営業外収益		
受取利息	399	
受取保険金	23,829	
為替差益	682	
助成金収入	2,204	
違約金収入	8,006	
受取配当金	13,000	
その他	10,011	58,134
営業外費用		
支払利息	26,969	
シンジケートローン手数料	2,333	
支払手数料	5,000	
その他	10,020	44,322
経常利益		547,837
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	121,146	
子会社清算益	24,464	
国庫補助金	92,040	237,650
特別損失		
減損損失	42,391	
固定資産圧縮損	92,040	
契約解約損	48,702	
その他	2,175	185,308
税引前当期純利益		600,179
法人税、住民税及び事業税	63,755	
法人税等調整額	64,379	624
当期純利益		600,804

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	466,825	781,664	33,424	815,088	776,664	776,664	172,596	1,885,981	1,885,981
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					88,565	88,565		88,565	88,565
当期純利益					600,804	600,804		600,804	600,804
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	-	512,239	512,239	-	512,239	512,239
当期末残高	466,825	781,664	33,424	815,088	1,288,904	1,288,904	172,596	2,398,221	2,398,221

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 2022年8月1日 至 2023年7月31日	2023年10月26日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 2024年2月1日 至 2024年4月30日	2024年6月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年10月25日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上田 勝久

指定社員
業務執行社員 公認会計士 深井 大督

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルニバービの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルニバービ及び連結子会社の2023年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社バルニバービの連結貸借対照表において有形固定資産は2,202,103千円計上されており、総資産の約24.9%を占めている。また、連結損益計算書及び【注記事項】（連結損益計算書関係）4.減損損失に記載のとおり77,754千円の減損損失を計上している。</p> <p>有形固定資産は、継続的規則的に減価償却されるが、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載しているとおり、減損の兆候がある場合には当該有形固定資産から生じる割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を検討する。</p> <p>その結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げることとなる。</p> <p>レストラン業界は厳しい競争状態が続いており、株式会社バルニバービグループの運営する店舗の中には、継続して営業から生じる損益がマイナスとなっている店舗もある。会社は【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、店舗において著しい収益性の低下が生じた場合に減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額して減損損失を計上している。</p> <p>減損の要否の検討に使用される割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、経営者が作成した将来の店舗別損益計画に基づいて行われており、当該計画は経営者の判断に依るところが多く、これらの判断は将来キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす。</p> <p>従って、当監査法人は有形固定資産に関する減損損失の認識の要否に関する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損損失の認識の要否の判断を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>店舗固定資産の減損の兆候及び減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>翌連結会計年度の計画については、取締役会によって承認されていることを確かめるため、取締役会の会議資料及び議事録を閲覧した。また、将来キャッシュ・フローについては、承認された計画を基礎として作成されていることを確かめるため、翌連結会計年度の計画との比較を実施した。</p> <p>翌連結会計年度の売上高及び営業活動から生ずる損益の水準については、過去実績を基礎として設定されていることを検討するため、その趨勢を分析するとともに、将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の基礎となる店舗別損益計画を閲覧し、その基礎となる重要な仮定について質問を実施した。</p> <p>重要な仮定についての評価や過去の店舗別損益計画の達成度合いを総合的に勘案し、減損損失の認識の要否に関する判断への影響について慎重に検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バルニバービの2023年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社バルニバービが2023年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月25日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 上田 勝久

指定社員
業務執行社員

公認会計士 深井 大督

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルニバービの2022年8月1日から2023年7月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルニバービの2023年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社バルニバービの貸借対照表において有形固定資産は2,191,452千円計上されており、総資産の約27.6%を占めている。また、損益計算書に記載のとおり77,754千円の減損損失を計上している。</p> <p>有形固定資産は、継続的規則的に減価償却されるが、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載しており、減損の兆候がある場合には当該有形固定資産から生じる割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を検討する。</p> <p>その結果、減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げることとなる。</p> <p>レストラン業界は厳しい競争状態が続いており、株式会社バルニバービの運営する店舗の中には、継続して営業から生じる損益がマイナスとなっている店舗もある。会社は【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されており、店舗において著しい収益性の低下が生じた場合に減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額して減損損失を計上している。</p> <p>減損の要否の検討に使用される将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した将来の店舗別損益計画に基づいて行われており、当該計画は経営者の判断に依るところが多く、これらの判断は将来キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす。</p> <p>従って、当監査法人は有形固定資産に関する減損損失の認識の要否に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該事項を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>店舗固定資産の減損の兆候及び減損損失の認識の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>翌事業年度の計画については、取締役会によって承認されていることを確かめるため、取締役会の会議資料及び議事録を閲覧した。また、将来キャッシュ・フローについては、承認された計画を基礎として作成されていることを確かめるため、翌事業年度の計画と比較を実施した。</p> <p>翌事業年度の売上高及び営業活動から生ずる損益の水準については、過去実績を基礎として設定されていることを検討するため、その趨勢を分析するとともに、将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の基礎となる店舗別損益計画を閲覧し、その基礎となる重要な仮定について質問を実施した。</p> <p>重要な仮定についての評価や過去の店舗別損益計画の達成度合いを総合的に勘案し、減損損失の認識の要否に関する判断への影響について慎重に検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年6月14日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 上田 勝久
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森本 琢磨
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルニバービの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年2月1日から2024年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年8月1日から2024年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バルニバービ及び連結子会社の2024年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。